

令和5年度第4回岸和田市介護保険事業運営等協議会会議録  
第4回岸和田市地域包括支援センター運営協議会会議録  
第4回岸和田市地域密着型サービス等運営委員会会議録

<p><b>【案件】</b></p> <p>(1) 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について</p> <p>(2) 上半期介護保険事業運営状況について</p> <p>(3) 上半期地域包括支援センター運営状況について</p> <p>(4) 地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について</p> <p>(5) その他</p>	<p><b>【日時・場所】</b></p> <p>令和6年2月16日(金)14:00~16:00 新館4階 第2委員会室</p> <p><b>【出席委員】</b> 9名</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大谷委員・岩井委員・炭谷委員・太下委員</li><li>・徳久委員・山田委員・藤澤委員</li><li>・山本(一)委員・野本委員</li></ul> <p><b>【事務局】</b> 17名</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・山本保健部長</li><li>・前田介護保険課長</li><li>・蓮井介護保険課参事(調整)</li><li>・太田介護保険課地域包括ケア推進担当主幹</li><li>・船津介護保険課保険料担当主幹</li><li>・善野介護保険課認定担当長</li><li>・市野介護保険課給付担当長</li><li>・小野福祉政策課担当長</li><li>・金山福祉政策課担当長</li><li>・北浦広域事業者指導課介護事業者担当長</li><li>・沖藤(地域包括支援センター社協)</li><li>・藪(地域包括支援センター社協)</li><li>・吉田(地域包括支援センター社協久米田)</li><li>・休場(地域包括支援センター萬寿園葛城の谷)</li><li>・西村(地域包括支援センター萬寿園中部)</li><li>・丸山(地域包括支援センターいなば荘北部)</li><li>・細見(地域包括支援センターいなば荘牛滝の谷)</li></ul> <p><b>【傍聴人】</b> 2名</p> <p><b>【その他】</b> 2名(計画支援業務委託先職員)</p>
---	--

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第4回岸和田市介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス等運営委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には、公私ともご多忙の中、ご出席賜り厚く御礼を申し上げます。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。本日の協議会の傍聴についてですが、傍聴人は2名でございます。</p> <p>続きまして、本日の会議成立の報告でございます。本日の協議会は全委員16名中9名のご出席となっております。よって、過半数の委員のご出席でございますので岸和田市介護保険事業運営等協議会規則第6条の規定によりまして、本協議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして資料の確認をさせていただきます。</p> <p>委員の皆様には事前に次第、計画(案)、資料1、資料2、資料3をご送付させていただいております。また、本日「パブリックコメントに対する意見と市の考え方」「地域包括支援センターの体制整備等について」、委員の皆様方に「諮問書(写)」を配付しております。</p> <p><b>【配布資料確認】</b></p> <p>次に、資料の数字の訂正がございます。</p> <p><b>【資料の訂正説明】</b></p> <p>ただ今から本日の案件に入らせていただきますが、この会議は公開となっており、また会議録は後日公表することになります。ご発言の際はマイクを使用させていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、これより会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。あらためまして、皆さん、こんにちは。今日は出席委員が少ないというところでございます。審議会としては成立しておりますので、皆さんの活発なご審議をお願いしたいと思います。早速ではございますが、次第に沿って議事を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。本日は5点ございます。1点目が、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について、最終的な意見をお聞きします。それから2点目、上半期介護保険事業運営状況について。3点目、上半期地域包括支援センター運営状況について。4点目が地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について。5点目がその他となりますので、どうぞよろしくお</p>

	<p>願います。</p> <p>それでは案件1、岸和田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、まずは令和6年1月5日から令和6年2月6日まで実施しましたパブリックコメントの報告と第6章までの修正点及び第7章について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【パブリックコメントの報告について】</p> <p>【高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について】</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>確認と意見です。パブリックコメントの1、2について、本市の考え方に「利用促進とともに支援体制の維持についても記載し、事業の実施に努めてまいります」とありますが、先ほどの説明では「予算（補助金）的なことは不十分であるが、待機者等を出さずに事業を実施している」ということでした。更なる財政的支援による体制の維持については、確約できるものでなく難しいと言われていましたが、これからどのような展開をしていただけるのでしょうか。地域福祉権利擁護事業で大阪方式というのがあり、大阪府内の市町村が実施しています。本市の現状は非常に厳しいですが、それをどのように維持ではなく拡充していただけるかをお伺いしたいです。</p>
会長	<p>事業の実施は既に行っているもので、表現としてどうかというご意見と、利用促進とともに支援体制の維持ということで、日常生活支援事業、昔は地域福祉権利擁護事業と言われていましたが、他市では認知症で金銭管理ができなくなった方の日常的な出し入れなどの支援について待機状況も散見されます。それについて、具体的にどう考えられるかということですか。</p>
委員	<p>そうです。簡単に言えば補助金のことになりますが、どのような方向性で善処するかを具体的にお聞きしたいです。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、現在も事業を実施していますが、今回の意見聴取において、現状維持が困難な状態で、財政的支援も必要というご意見を頂いていましたので、まず維持ができるように努めたいということです。「支援体制の維持」というのは、財政措置についても含めて、確保できるように努力はさせていただくのですが、必ず拡充するということは申し上げられません。予算拡充の確約はできないのですが、本事業の重要性は認識しています。対象の方が増えていくことが予想されますので、相談待機者が出ない体制を維持するという事です。</p>

委員	私の理解力が悪いのかもしれませんが。
事務局	財政的な支援の拡充を約束できませんが、今期の計画で相談待機者がでないよう支援体制の維持を図っていくということです。
委員	待機者が出ている市もありますが、現在、本市では待機者はありません。私の記憶では43市町村の中で補助金が100%出していない9市町に本市も入っていますが、その内訳は非常に厳しく、大きく下回っています。そういう現状が長く続くと、この事業の展開ができなくなることも理解されているのでしょうか。
事務局	重要性も、厳しい現状も認識していますので、待機者が出ないような体制の維持を図ることを計画に記載しています。
委員	具体的にどういうことを認識していただかないと、5年先、10年先も一緒だと思います。現場では非常に努力していると思いますが、維持するために具体的にどうするかということです。
会長	全体で拡大しようとするとうる問題が入ってきますから、1市町村でできることとできないことがあります。岸和田市は権利擁護を熱心に進めてきて、他の市町村に比べると待機者を出さない姿勢で臨んでいるので、その体制を維持したいという事務局の思いだと思います。相互理解を今後とも図りながらやっていかなければいけないと思います。
委員	初めてこの場でこういう発言をさせていただきました。この場で議論が終わる訳ではないと思います。現場の声に伝えていただきたいです。決して現場で手を抜くとか、待機者が出てもいいという考えは今までありませんし、今後もないようにしていきたいです。
事務局	計画ですので、補助金等具体的なことは書くことは出来ませんが、今後どのように取り組んでいくか担当課とも協議し、丁寧に進めていきたいと思っています。
会長	ありがとうございます。他にありますか。
委員	パブコメの3番目のホームヘルパーの質や処遇改善について、本市の考え方は「処遇改善加算の加算率の引上げ等の改定について、示されています」とありますが、まだ国は正式に告示は出していないと思います。3月の中旬になると思いますので、もしホームページに回答が出ているようでしたら、「案が示されています」とい

	<p>う表現の方が、現時点では正しいかと思えます。計画の 83 ページ、「医療情報との突合」の項目に「国保連合会に対して過誤申し立て等を行うよう指導します」とありますが、国保連合会はあくまで取次場所であって過誤申し立ての提出先は岸和田市長宛てです。次に、26 ページに「取組における課題」とあり、一番の下に新型コロナウイルスに関する課題が記載されていますが、77 ページの「③感染症対策の推進」には先ほどの課題に対応する内容が示されていません。現状と課題の分析を計画の中にある程度落とし込んでいくべきではないでしょうか。次の第 10 期計画策定の際には、PDCA サイクルを意識して策定した方がいいのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>ありがとうございました。パブコメの件について、国は案として示しているということに記載してはどうかということ、過誤請求の宛先は岸和田市ではないかということご指摘と、第 10 期に向けての要望です。</p>
事務局	<p>1 点目のパブコメの本市の考え方については、おっしゃるとおりまだ告示されていませんので、案として記載します。ホームページ等にはまだ掲載していませんので、今回のご意見を受けて修正します。2 点目、83 ページの表記について修正します。3 点目、課題を次期計画にも反映できるような記載の方法について、検討いたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>保険料額について、101 ページの「(2) 基金の取崩し」に「第 9 期においては 13 億円を取崩すことにより、保険料基準額の上昇を月額 697 円抑制しています」とあります。8 期の時は 78% の取崩しだったと思いますが、今期は 52.7% となっています。取崩しのパーセンテージが記載されていないので市民にとって分かりにくいのではないのでしょうか。他市は 100% 取崩している所もあるのに、前期よりさらに取崩し額が少ないのはなぜでしょう。</p>
事務局	<p>基金についての考え方は前回にもご説明していますが、初めから保険料を抑制するためでなく、3 カ年で収支を図れるように準備する、あるいは急激な給付の伸びに備えるためのものです。ただ、8 期については基金 16 億円のうち 11 億円を取崩す計画としていましたが、特に新型コロナウイルス感染症の関係でデイやショートなどのサービスが計画より大幅に落ち込んだ影響で基金が積み上がる結果となりました。本年度基準額を決めるに当たり、1 月上旬に近隣の泉州 12 市町村に基金の取崩しについて確認したところ、予算編成の段階なので各市町で若干変動している可能性はあるのですが、一部を取崩す所が 7 市町村、全額取崩す所が 5 市町村という結果でした。第 9 期計画の介護保険の財源について負担割合が据え置きとなりました</p>

	<p>が、公費で半分、保険料で半分、その保険料のうち1号被保険者が23%、2号被保険者が27%です。この1、2号の比率は国が決められているのですが、生産年齢人口が減って高齢者が増えれば、この比率も変更される可能性があります。今は23%ですが、65歳以上の高齢者である1号被保険者の負担が1%増えることで数億円規模の費用が必要になってきます。団塊の世代の方が75歳になり介護サービスが必要になってくる方が増えることから、今後しばらくは増加が見込まれています。基金を1億円取崩すと、保険料月額が試算では約56円抑制されることから、24.6億円全額を取崩すと月額保険料は1,300円程度抑制されますが、基金を全て取崩してしまうと、次の計画で基金残高がなくなり、抑えていた保険料額が跳ね上がってしまいます。岸和田市では基金を保険料の抑制にできるだけ活用し、高齢者に負担していただく保険料の急激な増減をできるだけ抑えたいと考えています。</p>
会長	<p>今後、急激な高齢化に伴い保険給付額が増える可能性が非常に高く、比率も大きく変わる可能性があるということで、安定して運営するために今回はこれでということです。</p>
委員	<p>今の説明では、今期に52.7%しか切り崩さない理由が理解できません。3年間で介護保険料が決まっていくわけで、介護保険料でサービスを充実させていただければ、納付した分が生きてくると思いますが、私たちが払った分がまだたくさん残っているのですよね。もう少し取崩していただいた方が払った者にとってはいいと思います。</p>
事務局	<p>保険料は、極力負担が大きくならないようにしたいのですが、今期は新型コロナウイルス感染症の影響で基金が積み上がる結果となり、その分を多く取崩すと、翌年に基金を投入する額が少なくなります。保険料の増減幅をなるべく緩やかにするために、前期は7割でしたが、今回は5割に設定しています。第8期は16億円の基金のうち11億円を取崩す計画でしたが、結果崩さずに済み、さらに8.6億円積み上がりました。積み上がった基金を全て取崩してしまうと、次に取崩す分がなくなるので、保険料設定に大きなふれが出てしまいます。</p>
会長	<p>できるだけ安定的に運営するため、事務局としては今回積み上がった分を第10期に取崩せるように残しておきたいということ。少子高齢化がさらに進むということで、介護保険の支出がどんどんふくらむ可能性があり、それに伴う保険料を抑えるために残しておきたいという趣旨と判断します。委員としては、現に他の市町が全額取崩しており、岸和田市の場合全額取崩すと1,300円下がるということをおっしゃっています。しかし、基金を全部使ってしまうと、10期にどれくらい積み上がるかというのは今のところ読めず、不透明なまま介護保険の制度を運営している</p>

	<p>状況に不安があるということです。他の自治体も同じように少子高齢化の波があるわけですが、10期は後期高齢者がぐっと増えて急に跳ね上がりますので、安定的な運営の為であるということで理解いただきたい。考えていく姿勢は大事だと思いますので、答申にも適切な運営についてご意見があったことを記載しようと思います。他の委員はいかがでしょうか。</p> <p>〈意見なし〉</p> <p>2月9日付けで市長から諮問がありました。皆様のお手元にいらっしゃると思います。岸和田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定についての諮問は、岸和田市介護保険事業運営等協議会会長宛てになっています。協議会の規則第2条で、市長の諮問に応じて審議し、意見を述べるものとされておりますので、皆様にあらかじめ了承を得た上で答申を行いたいと思っております。その際、保険料についても適切な配慮をしていただきたいという委員の意見も答申の中に入れていただければと思っておりますが、よろしいですか。</p> <p>諮問された事項について、今まで本協議会において慎重に審議させていただき、岸和田市の高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画については頂いた意見を基に一部修正して、おおむね妥当という判断をさせていただいてよろしいですか。委員の意見は盛り込めるものは盛り込んで答申ということで、一任させていただければと思います。</p> <p>〈異議なし〉</p>
会長	ありがとうございます。今後、文言の修正等が多少あるかと思いますが、大枠はこれで了承を得たと理解します。計画推進にあたっては、留意事項も含めて市から改めてお願いするところです。
事務局	今後、第9期計画について大阪府との法定協議があり、介護保険料については議会の議決を経て確定となります。本日が最終の協議会となりますので、先ほど会長がおっしゃられたとおり、今後、計画書の軽微な修正等が生じた場合には会長と事務局にご一任いただくということで進めさせていただきます。
会長	ありがとうございます。それでは次の案件にいきたいと思います。
事務局	【上半期介護保険事業運営状況について】
会長	ただ今の事務局の報告についてご質問やご意見はありますか。全体で167億円です

	か。
事務局	前は 159 億円となっていますので、そこから 9 億円あまり伸びています。令和 3、4 年はコロナ感染症によって利用控えが全国的にもありましたので、それに比べて令和 4～5 年の伸びが出てきていると認識しています。
会長	ありがとうございます。コロナ感染症の影響で、全体の介護費はそこまで伸びなかったが、ここ 1 年で伸びているということです。他にいかがでしょうか。●●委員はいかがですか。
委員	上半期の介護予防事業の結果については予定どおりに進んでいるのでしょうか。いきいき百歳体操の参加人数は延べ数ですね。上には延べと書いていますが、下には書いていません。上半期で健康づくり教室が 1 カ所しか終了していないようですが、これも順調にいつていますか。
事務局	介護予防健康づくり教室フレッシュらいふ教室に関しては、上半期は 1 カ所進んで、1 カ所終了し、1 カ所はやっている途中です。下半期の間に残り 4 カ所も実施が決まっていますので、予定どおり市内 6 カ所で今年度実施することになっています。いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操の参加人数は、体力測定や健康に関する講話に参加している人数から想定しています。124 カ所あり、1 カ所当たり約 20 名程度いると考えると約 2,500 名としています。毎回出席しているかは、全て把握はできていませんが、凡その人数を記載しています。
会長	他にいかがでしょうか。「その他実施事業」で A と C はありますが、B は実施していないのですか。
事務局	岸和田市においては現在 B がありませんので、A と C を記載しています。
会長	なぜないのですか。
事務局	総合事業の市町村の状況に併せて実施を検討する事となっていますが、本市では、介護相当サービスと、サービス A を実施していき、そのあと自立に向けた取組ということでサービス C に取り組んでいるということです。
会長	地域共生社会において、あくまでも介護保険は任意として緩和型でいくということで、B の住民参加型の通所デイサービスの育成は、これから地域づくりという意味で大事になってくると思います。地域で支える仕組みをつくるのが今の流れだと思

	うので、これは意見ですが、今後考えてほしいです。介護保険導入前は住民がそれぞれの自治会館などで高齢者のサポートをする事業などが行われていましたが、介護保険があるからもう要らないということで通所型のデイサービスは全部なくなってしまったのです。こういったことの育成は非常に大事なポイントになってくると思います。
事務局	サービスBの位置づけではないですが、介護予防の中で街かどデイサービスは岸和田市内で3カ所実施しています。
会長	やっているのであれば、その他事業のところにも記載してほしいです。他はよろしいですか。それでは次の案件にいきたいと思います。
事務局	<b>【上半期地域包括支援センター運営状況について】</b>
会長	ありがとうございました。ただ今のご報告についてご質問等がありますか。
委員	都市中核地域のところでお話のあった地域ケア会議を担当している方と親しくしているので、情報を聞いていたのですが、素晴らしい形で地域の問題点を取り上げておられます。今報告いただいた牛滝の谷の地域ケア会議も本当に素晴らしいと思いましたので、他の圏域でも広めていただきたいと思います。生活支援コーディネーターとコミュニティーソーシャルワーカーと包括という3つの事業が一緒になって、介護保険を使わない健康高齢者を地域で増やしていく活動をもっと頑張ってもらって、先ほど言われていた介護保険の利用料を減らすことができるのではないのでしょうか。包括の方の活動に期待しています。
会長	この審議会では地域ケア会議が次の重要なポイントだと捉えていますので、各圏域の取組も同じように共有化して取り組んでいただきたいということです。他はいかがでしょうか。なければ、次の案件に進みます。
事務局	<b>【地域密着型サービス事業所の指定・更新状況について】</b>
会長	ありがとうございました。ご質問、ご意見等ございますか。特になければ、その他について事務局からお願いします。
事務局	<b>【地域包括支援センターの体制整備等について説明】</b>
会長	ありがとうございました。従来、介護1以上の方は居宅介護事業所がケアプランを

	<p>立て、介護予防計画については包括支援センターだけが実施できる仕組みでしたが、規制が緩和され、ケアプランを立てている事業所も予防計画を立てられるようにするという事です。包括の一定の関与がどの程度になるか分かりませんが、指定する場合、ケアマネジャーのいる事業所が100カ所あるので、手上げ方式になると思います。まだ受付は始まっておらず、実際に希望する事業所がどれくらいあるかわかりませんが、指定するために意見聴取が必要とされており、4月1日指定に向けて、介護保険事業運営等協議会で意見を聴取し、指定について進めていきたいという事務局のお考えということです。これについてご質問等ありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今日、他の地域の担当課に、4月1日付けの居宅介護支援事業所の指定と合わせて介護予防支援の指定申請を出したところです。ここまでしっかり話が決まっていない状態で話を進めている様子で、運営協議会なりの承認が3月末までに取れないということで、何とかしてほしいという話をして参りました。本日配付されている居宅介護支援事業所リストに載っていて、過去に欠格事由に当たらない事業所であれば問題ないとは思いますが、例えば岸和田市の事業所で貝塚市の利用者を受けたい場合、貝塚市の承認を受けなければいけないため、その辺の手続きも合わせて考えなければいけません。通常、指定申請をするときには3万円ずつの申請料が必要になりますが、市の手数料条例が令和6年4月1日施行ということで、本日提出した地域では、4月1日以降まで待つて2つ同時に申請すれば3万5,000円に割引されるということでした。色々に関係することも出てくると思いますので、他市との関係とお金の関係を検討いただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>今の件は、泉佐野の広域ですか。</p>
<p>委員</p>	<p>河内の方です。</p>
<p>会長</p>	<p>3万5,000円というのはどこで決められるのですか。</p>
<p>委員</p>	<p>通常、訪問介護と介護予防訪問看護などを同時申請すると3万5,000円、別々に申請すると6万円になります。</p>
<p>会長</p>	<p>法的に決まっているわけではないのですか。</p>
<p>委員</p>	<p>手数料条例だと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>市によって違うということですか。</p>

委員	そういう事になりますが、どこも大体同じです。
事務局	岸和田市についても手数料条例で定められています。今回、介護予防支援に関する資料の介護保険法の欄で、第百十五条の二十二の中に「地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により」とあり、厚労省にも確認しましたが、同時申請は想定されていないということです。居宅介護支援の指定をまず取ったあとに、介護予防支援の申請をしていただくということになります。
会長	市町村によっても条例で違うのかもしれませんが、これからどうなるかは検討しないといけないから、ここで議論しても仕方ありません。
事務局	おっしゃるとおり、4月1日指定に向けての準備を整えていますので、実際に申請された委員のご意見は参考とさせていただき、皆様にご迷惑をおかけしないよう、準備を整えていきます。
会長	介護予防支援の指定申請について、法律上違反がなければ良いのではないかという意見が出たということを記録していただくといいと思います。他の委員はいかがですか。介護予防計画を立てたいという事業所は、原則、欠格事由があれば無理ですが、それ以外に付加すべき要件があればお伺いしたいと思います。  〈意見なし〉
会長	あまり強く縛らずに指定してはどうかということです。申請に伴う費用負担については今後とも検討を要すると思います。 最後に何かご意見があればお伺いします。
委員	今回で最後ということですので、その他のその他ですが、毎回資料を事前にそろえていただき、見る時間ができて非常にありがたいです。今、デジタル化といわれている中で、会議の中では紙であってもいいと思いますが、郵送代ももったいないので、メールでいい人にはメールでの送付をご検討いただけるとありがたいです。
会長	ICTの活用という名目で、文書は全部メールで送って、こういう資料も自分たちで刷って持参するという所も多いです。検討は要すると思いますが、ご意見として承ります。 皆様のご意見を趣意書にさせていただきます。それでは任を解かせていただき、事務局にお返しします。

事務局	<p>事務局より一言御礼を申し上げます。</p> <p>委員の皆様は任期は3月31日までとなっております。お集まりいただく協議会は本日が最終となります。会長はじめ皆様方には令和3年7月から3年にわたり、特に今年度は計画の策定の年ということで、お忙しい中、4回もの協議会にご出席いただきありがとうございました。不慣れな司会で至らないところがたくさんあったにもかかわらず、あたたかく見守ってくださり、また、それぞれの立場・経験から活発なご意見を頂きまして、ここまで進めることができました。計画については、製本ができ次第、皆様方に郵送させていただきます。概要版も作成しているのですが、前は27ページほどの白黒のものになっていましたが、今回は市民の方にもより手に取っていただきやすいよう、カラーで8ページ程度の要点だけ記載したものを作成予定です。</p> <p>来年度の委員については、学識経験者の方々については、お声がけさせていただきます。年度が変わる4、5月には各団体に推薦をお願いします。市民公募については、広報きしわだで公募させていただく予定ですので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回岸和田市介護保険事業運営等協議会・地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス等運営委員会を終了させていただきます。</p>
-----	---